

随意契約（立木販売）結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
森林整備課	副産物販売 (3001号)	令和3年(2021年)4月23日	増毛郡増毛町弁天町3 丁目61番地  増毛町長	4,173,400	<p>選定理由 当売払いは、買受申込によって販売することを決定する副産物（土石）の販売のため、他に替わる販売先がない。また、副産物（土石）採取に係る協議は令和3年2月24日付け留森整第634号で同意済である。</p> <p>契約方法の根拠 ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係 第1項の(二) ・ 道有林野における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（二）の適用について 第2 収入原因契約等 5</p>	
森林整備課	立木販売 (1001号)	令和3年(2021年)5月28日	留萌市船場町1丁目2 番地  留萌地方林業協同組合	440,000	<p>選定理由 北海道有林野産物売払規則運用の第1の4の(7)により、計画的に売り払う必要がある物件について、令和3年度立木売払計画書に基づく随意契約で、「道有林野事業による共同事業の促進に関する基本方針」に基づき、森林施業の共同事業推進計画の認定を受けた中核事業体である留萌地方林業協同組合を選定する。</p> <p>契約方法の根拠 ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係 第1項(19) ・ 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（19）の運用について（1） ・ 道有林野事業による共同事業の促進に関する基本方針</p>	
森林整備課	立木販売 (1901号)	令和3年(2021年)5月28日	留萌市船場町1丁目2 番地  留萌地方林業協同組合	3,850,000	<p>選定理由 北海道有林野産物売払規則運用の第1の4の(7)により、計画的に売り払う必要がある物件について、令和3年度立木売払計画書に基づく随意契約で、「道有林野事業による共同事業の促進に関する基本方針」に基づき、森林施業の共同事業推進計画の認定を受けた中核事業体である留萌地方林業協同組合を選定する。</p> <p>契約方法の根拠 ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係 第1項(19) ・ 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（19）の運用について（1） ・ 道有林野事業による共同事業の促進に関する基本方針</p>	
森林整備課	立木販売 (1002号)	令和3年(2021年)10月11日	留萌市船場町1丁目2 番地  留萌地方林業協同組合	748,000	<p>選定理由 北海道有林野産物売払規則運用の第1の4の(7)により、計画的に売り払う必要がある物件について、令和3年度立木売払計画書に基づく随意契約で、「道有林野事業による共同事業の促進に関する基本方針」に基づき、森林施業の共同事業推進計画の認定を受けた中核事業体である留萌地方林業協同組合を選定する。</p> <p>契約方法の根拠 ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係 第1項(19) ・ 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（19）の運用について（1） ・ 道有林野事業による共同事業の促進に関する基本方針</p>	

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
森林整備課	立木販売 (2101号)	令和3年(2021年)10月11日	留萌市船場町1丁目2番地  留萌地方林業協同組合	5,720,000	<p>選定理由 道有林野産物長期安定供給販売実施要領（平成29年3月29日道有林第1009号）に基づく協定による販売であり、各協定の趣旨に最も適した者を選定していることから販売契約者に代替性はない。また、令和2年3月6日付けで「長期安定供給販売に関する協定書」を締結済みである。</p> <p>契約方法の根拠  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・ 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係 第1項(二)</li> <li>・ 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（19）の運用について（1）</li> <li>・ 道有林野における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（二）の適用について 第2 収入原因契約等 7</li> </ul> </p>	